

		弁理士	弁護士		公認会計士	司法書士	税理士	行政書士	社会保険労務士	土地家屋調査士
登録前義務研修	名称	無し	司法修習		実務補習	無し	無し	無し	(労働社会保険諸法令関係事務指定講習) (※2)	無し
	研修に関する根拠規定	無し	裁判所法第66条、第67条		公認会計士法第16条、第28条 公認会計士法第28条に規定する研修に関する内閣府令 実務補習規則	無し	無し	無し	(社会保険労務士法第3条、「社会保険労務士となるための実務経験の認定について」(通達))	無し
	実施主体	無し	最高裁判所(司法研修所)		大臣の認定する実務補習団体 (日本公認会計士協会)	無し	無し	無し	(全国社会保険労務士会連合会)	無し
	修了考査の有無	無し	有り(裁判所法第67条)		有り(実務補習規則第7条)	無し	無し	無し	無し	無し
	不合格者の取扱い	無し	未公表(3か月程度の補習を受けて再考査)		次年の修了考査を再度受験する(実務補習規則第7条)	無し	無し	無し	無し	無し
登録後義務研修	名称	無し	倫理研修(登録1年目)	新規登録弁護士研修	無し	無し	無し	無し	無し	無し
	研修に関する根拠規定	無し	倫理研修規程第3条 倫理研修規則第2条第1項	新規登録弁護士研修ガイドライン	無し	無し	無し	無し	無し	無し
	実施主体	無し	日本弁護士連合会	日本弁護士連合会、各弁護士会、 各弁護士会連合会	無し	無し	無し	無し	無し	無し
	修了考査の有無	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し
	不合格者の取扱い	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し
	不履行者の取扱い	無し	直近の研修への参加	各会により異なる	無し	無し	無し	無し	無し	無し
継続研修(義務)	名称	無し	倫理研修(年次制)	継続研修(単位制)	継続的専門研修(単位制)	倫理研修(年次制研修)	無し	無し	無し	無し
	研修に関する根拠規定	無し	倫理研修規程第3条 倫理研修規則第2条第2項	第二東京弁護士会会則第19条の3 会員研修規則第12条	公認会計士法第28条 公認会計士法第28条に規定する研修に関する内閣府令 会則第83条	司法書士法第25条(努力規定) 会則第68条 日司連会員研修規則(第4条第3項)	無し	無し	無し	無し
	頻度・時間数	無し	登録5年・10年・20年・30年目	1年に12時間(研修規則第15条)	1年に40時間(内閣府令第1条)	満3年、満8年及び以後5年ごと(会員研修実施要領第3)	無し	無し	無し	
	実施主体	無し	日本弁護士連合会	第二東京弁護士会	日本公認会計士協会	日本司法書士会連合会、司法書士会	無し	無し	無し	無し
	修了考査の有無	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し
	不合格者の取扱い	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し
	不履行者の取扱い	無し	直近の研修への参加	会長による勧告(会員研修規則第19条) 当該年度の単位が不足している場合、翌年の履修単位に不足分が加算される。	一 当該会員が従事する監査業務の辞退勧告 二 当該会員が本会の役員等である場合は辞任勧告 三 各種外部委員等への推薦の除外(継続的専門研修制度に関する規則第6条の2第2項) 会員向け広報誌への氏名公表(会則第31条の2)	会長は、不参加事由の報告を求める。(年次制研修不参加者に対する指導要領4) 未報告の場合、会長は報告するよう指示する。(指導要領5) 不参加者に対して、次年度における研修への参加を連絡する。(指導要領6) 会長による指導(指導要領7) 会長の指導に従わない場合、注意勧告(指導要領8)	無し	無し	無し	無し

(8 資格を選択した理由) 法律により資格者団体の設立が義務付けられるとともに、資格者団体に入会しなければ当該資格者の業務を行うことができない、強制入会制が採られている士業である。

(※) 弁理士の「資質の向上のための研修」は、平成12年の弁理士法改正により業務範囲が拡大したことに対応するためのもので、改正法施行から2年の時限措置である。

(※2) この講習は、社会保険労務士法第3条第1項の規定に基づき、社会保険労務士となるための資格として、国家試験合格等に加え、「労働社会保険諸法令事務について2年以上の実務経験」又は「厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるもの」が要件とされていることに伴い、全国社会保険労務士会連合会が厚生労働大臣の認定を受けて「2年以上の実務経験」に代わる資格要件を満たすために実施している。

日本弁理士会における研修について

研修名	講師	期間	対象者	内容	その他 (平成 17 年度受講者数等)
新人研修	弁理士、特許庁担当官	平成 16 年度 春と秋の 2 回に分けて実施し、通算の研修時間は 102 時間。前期は 64.5 時間（座学集合研修 43.5 時間と e-ラーニング研修 21 時間）。後期は 37.5 時間（実務演習として座学が 15 時間、e-ラーニングが 22.5 時間）。	弁理士試験合格者及び会員	弁理士試験合格者を対象とした研修で、弁理士業務を行うに当たって必要な基礎知識の修得に重点をおいてカリキュラムを組んでいる。	平成 16 年度弁理士試験合格者向け 前期受講者 501 名 後期受講者 435 名
継続研修	弁理士、弁護士、裁判官	17 日。1 テーマについて複数回開催。東京、大阪。	会員	「審決取消訴訟の準備書面の作成演習」や「著作権業務研修」などのテーマで、複数回行う研修である。	延べ 829 名
会員研修	弁理士、弁護士、特許庁担当官、裁判官、大学教授	1 日。東京、大阪、名古屋。	会員	特許庁及び裁判所等に対する手続や、会員のスキルアップに関連する事項の研修。法律の改正や話題となっている問題などをカリキュラムとしている。	今後、e-ラーニング研修や国際研修の実施も予定している。延べ 1,777 名
特別研修	大学教授、弁理士、弁護士	不定（6 回）	会員	「MOT 入門」やパネルディスカッション「発明の進歩性」などの特別のテーマで行う研修である。	延べ 945 名
地域研修	弁護士、弁理士、	不定（11 回）東京、大阪、名古屋以外の各地	会員	地域在住の会員を対象とした研修である。	延べ 184 名
民法・民事訴訟法に関する基礎研修 (平成 14 年度から)	弁護士、大学教授	各 30 時間の研修。 東京、大阪。	会員	民法及び民事訴訟について会員に自己研鑽の機会を提供する。一例として、民法、民事訴訟法の基礎知識の取得を支援するために、能力担保研修の前段階としての民法・民事訴訟法の基礎研修を行っている。	延べ 84 名
民法・民事訴訟法に関する実力養成研修 (平成 16 年度から)	弁護士	各 18 時間の研修。 東京、大阪。	能力担保研修の研修生	能力担保研修の開始前に能力担保研修に必要な最低限の民法、民事訴訟法の重要事項を事例に基づいて修得し、能力担保研修の研修効率を向上させるとともに、その後の特定侵害訴訟代理業務に活用することを可能とさせる研修。	延べ 174 名
倫理研修 (平成 14 年度から)	弁理士（正副会長、倫理委員会委員）	不定（年 34 回）	登録年度別に全会員	弁理士会会則第 58 条に基づく「弁理士倫理」に関する研修である。弁理士倫理の徹底を図り、弁理士に対する社会の信用の維持・増大に務めることを目的としている。	5 年ごとは、延べ 835 名 新規登録時は、延べ 200 名
義務研修 (平成 13 年度から)	文化庁担当官、弁護士	不定（年 3 回）	会員	新規業務「著作権法」、「不正競争防止法」、「契約・仲裁」に対応する実務能力の滋養。	延べ 5 名
特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修 (平成 15 年度から)	弁護士、裁判官・主任書記官	総時間数は 45 時間、約 4 か月間にわたって隔週（週 1～2 回程度）。東京、大阪、名古屋等で開催。	取得に意欲を有する会員	弁理士が特定の能力担保研修を修了し、かつ、その効果確認のための試験に合格することにより、特定侵害訴訟代理権を取得することが可能（付記弁理士制度）。	415 名
先端技術研修 (平成 14 年度から)	大学教授・助教授、研究者	不定（年 4 回）	会員、事務所員	情報工学、バイオテクノロジー及びナノテクノロジーなど。	今後、e-ラーニング研修も予定。延べ 129 名
外部機関との合同研修	弁護士、弁理士	不定（年 1 回）	会員（弁理士）、弁護士	日本弁理士会と外部機関（弁護士会等）との間において、共通のテーマ等について、合同で研修を行うものである。	
独立行政法人工業所有権情報・研修館が実施する研修への弁理士の参加 (平成 13 年度から)	特許庁担当官、大学教授	不定（年 8 回）	審判長、審査官、会員	審査官・審判官向けに実施する先端技術、当事者系審判等に関する研修への弁理士の参加。	延べ 217 名
自主研修	弁理士、弁護士	複数回	会員	会員が「弁理士業務に関する研修」を自主的に企画した場合に、会員が自由に参加できること、10 人程度の参加が見込めること等を条件として、研修所がその企画の実現を支援する制度。	研修の実施主体はその研修を企画した会員。

（出典：日本弁理士会）